

公立大学法人岩手県立大学に係る各事業年度業務実績評価実施要領の廃止等について

1 趣旨

- (1) 本年度までは、「公立大学法人岩手県立大学に係る各事業年度業務実績評価実施要領」（以下「年度評価実施要領」という。）に基づき、年度評価を行ってきたが、地方独立行政法人法の改正により、公立大学法人に係る年度評価が廃止されるため、当該要領を本年度をもって廃止しようとするもの。
- (2) なお、要領廃止のほか、地方独立行政法人法施行細則（平成 17 年 1 月 28 日岩手県規則第 1 号）（以下「細則」という。）において、法人が各年度提出する報告書の種類及び記載内容について定めているため、県において当該規則の改正も予定していること。

2 要領廃止の内容

- (1) 年度評価実施要領を廃止する。
※岩手県地方独立行政法人評価委員会において制定した要領であるため、委員会の決定により廃止するもの。
- (2) 廃止時期：令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止する。

3 規則改正の内容（参考）

- (1) 細則第 8 条第 2 項において、公立大学法人が評価委員会に提出する報告書に記載すべき事項を定めていることから、これを改正する。
※県において制定した規則であるため、県で改正作業を行うもの。

改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>(業務の実績の報告等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 法第78条の2第2項の報告書には、<u>当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目</u></p> <p>(2) <u>中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目</u></p>	<p>(業務の実績の報告等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 法第78条の2第2項の報告書には、<u>中期計画に定めた項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。</u></p>
<p>※ 改正部分は、傍線部分である。</p>	

(2) 改正規則の施行時期：令和6年4月1日を予定。